

# 平成 27 年度奈良県計画に関する 事後評価

平成 3 0 年 1 0 月  
奈良県

※ 本紙は、計画期間満了の翌年度まで、毎年度追記して国に提出するとともに、公表することに努めるものとする。

### 3. 事業の実施状況

平成27年度奈良県計画に規定した事業について、平成29年度計画終了時における事業の実施状況を記載。

事業の区分	1. 医療機能の分化・連携に関する事業	
事業名	【NO. 1（医療分）】 ICTを活用した地域医療ネットワーク基盤整備事業	【総事業費】 7,261千円
事業の対象となる区域	全県	
事業の期間	平成27年4月～平成31年3月 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	地域医療支援病院等と地域医療を担う、かかりつけ医（診療所）が診療情報を共有することにより、医療機能の役割分担と地域の病診連携の推進を図る。	
事業の達成状況	平成29年度においては、 ・モデル地区において、実際の情報共有のあり方について検討を実施。	
事業の有効性・効率性	<p><b>（1）事業の有効性</b> 本事業の実施により、地域医療支援病院等と地域医療を担う、かかりつけ医（診療所）とのスムーズな連携と機能分化が図られる。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b> 現在、既に整備されている医療連携のネットワークをモデル地区として設定し、先行的に実証実験を行うことで、全県での導入に向けた検討が効率的に行える。 （経済的な効率性）事業を委託する際に、プロポーザル方式で事業者を選定しており、その際に所要額についても選定要件に含めている。</p>	
その他		

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【NO. 2 (医療分)】 地域包括ケア病棟等整備促進事業	【総事業費】 0 千円
事業の対象となる区域	全圏域	
事業の実施主体	地域包括ケア病棟等を整備する県内病院	
事業の期間	平成27年10月～平成29年3月 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急性期治療後の患者や、在宅患者の受け入れ、患者の在宅復帰の連携機能の強化</li> <li>・2025年の医療需要予測に基づく、医療機能の転換の促進 転換病床数 531床</li> </ul>	
事業の達成状況	平成29年度においては、 公募したものの、事業者が無かった。	
事業の有効性・効率性	<p><b>(1) 事業の有効性</b> 回復期機能や在宅医療体制強化につながる病棟整備であり、病床機能の分化・連携の促進に資する。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b> 回復期への病床転換を図ることができ、効率的な事業といえる。</p>	
その他		

事業の区分	1. 医療機能の分化・連携に関する事業	
事業名	【NO. 3 (医療分)】 病床機能分化・連携施設設備整備事業	【総事業費】 1,836 千円
事業の対象となる区域	全県	
事業の期間	平成29年4月～平成30年3月 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	本事業は、地域において明らかに不足している病床の機能への転換に資する事業等のうち、病床の機能の連携に特に資する事業として実施するものであり、ER型救急医療体制を強化することにより、他の医療機関の回復期への病床転換を誘導するものであり、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の連携に資することを目的とする。	
事業の達成状況	平成29年度においては、奈良県立医大附属病院のER型救急医療体制の強化に係る施設及び設備の整備を実施した。	
事業の有効性・効率性	<p><b>(1) 事業の有効性</b></p> <p>ER型救急医療体制を強化し、緊急入院要請などに対して確実に応需することで、重症傷病者搬送事案のたらい回しを防ぎ、ひいては他の医療機関の回復期への病床転換を誘導し、病床機能の連携に資する。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>救急医療体制の強化と他の機関回復期へ病床転換を図ることができ、効率的な事業といえる。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO. 7 (医療分)】 重症心身障害児・者レスパイトケア体制整備事業	【総事業費】 1,836 千円
事業の対象となる区域	全県	
事業の期間	平成27年10月～平成30年3月 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	重症心身障害のある人が地域で家族と安心して暮らせるよう、相談、レスパイトの調整等が行える体制整備を図る。	
事業の達成状況	平成29年度においては、介護者向け及び障害福祉サービス事業所等向けの相談会、交流会を北和・南和それぞれで実施し、介護者のレスパイトを促進した。	
事業の有効性と効率性	<p><b>(1) 事業の有効性</b> 本事業の実施により、レスパイトケアの利用状況や問題点を洗い出し、利用者と受入施設をつなぐ窓口設置に向けた検討につながる。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b> 受入施設である事業所や医療機関等と連携を図ることで、効率的に窓口設置に向けたノウハウが蓄積できる。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	<b>【NO.15（医療分）】</b> 医師確保推進事業 へき地勤務医師確保推進事業 医師確保修学資金貸付金	<b>【総事業費】</b> 0千円
事業の対象となる区域	全県	
事業の期間	平成27年4月～平成29年3月 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	夏期へき地実習受講者数 20名	
事業の達成状況	（医師確保推進事業／へき地勤務医師等確保推進事業） 平成29年度においては、臨床研修協議会 参加病院数 9病院 （医師確保修学資金貸付金） 修学資金の累計貸与者数：183名（H29年貸与者数：101名）	
事業の有効性と効率性	<b>（1）事業の有効性</b> （医師確保推進事業／へき地勤務医師等確保推進事業） ・臨床研修医マッチング者数が、新臨床研修制度開始（平成16年）以降最多の120名となった。 （医師確保修学資金貸付金） ・新規修学資金貸与者を15名確保した。 ・医師が不足する診療科等について見直しを行い、H30より返還免除の対象に2診療分野（総合内科分野・児童精神分野）を追加した。	
	<b>（2）事業の効率性</b> （医師確保推進事業／へき地勤務医師等確保推進事業） ・昨年度と同額程度のコストで、臨床研修医マッチング者数を増加させた。 （医師確保修学資金貸付金） —	
その他		

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業																																							
事業名	【No.1 (介護分)】 奈良県介護施設等整備事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 329,266 千円																																						
事業の対象となる区域	全圏域																																							
事業の実施主体	介護事業者等																																							
事業の期間	【当初分】平成27年4月1日～平成29年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了 【補正分】平成28年4月1日～平成33年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了																																							
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。 アウトカム指標： 【当初分】県内の要介護・要支援認定者に対する地域密着型サービス事業所数(※)を1万人あたり8.6施設とする。 【補正分】県内の要介護・要支援認定者に対する地域密着型サービス事業所数(※)を本来の目標値に対し1万人あたり+2.6施設とする。 ※地域包括ケアの構築に特に必要とされる、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の数																																							
事業の内容(当初計画)	<p>【当初分】</p> <p>1 地域密着型サービス施設等の整備に対する助成を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>整備予定施設等</th> <th>H27 整備分</th> <th>H28 整備分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム</td> <td>3カ所</td> <td>2カ所</td> </tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>2カ所</td> <td>2カ所</td> </tr> <tr> <td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>0カ所</td> <td>1カ所</td> </tr> <tr> <td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td> <td>3カ所</td> <td>1カ所</td> </tr> <tr> <td>緊急ショートステイ</td> <td>1カ所</td> <td>0カ所</td> </tr> <tr> <td>施設内保育施設</td> <td>3カ所</td> <td>0カ所</td> </tr> <tr> <td>訪問看護ステーション (サテライト)</td> <td>0カ所</td> <td>1カ所</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 介護施設等の開設・設置に必要な準備経費に対して支援を行う。 3 既存の特別養護老人ホームの多床室におけるプライバシー保護のための改修に対して支援を行う。</p> <p>【補正分】</p> <p>地域密着型サービス施設等の整備に対する助成を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>整備予定施設等</th> <th>H28～H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域密着型特別養護老人ホーム</td> <td>1カ所</td> </tr> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム</td> <td>11カ所</td> </tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>5カ所</td> </tr> <tr> <td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>2カ所</td> </tr> <tr> <td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td> <td>17カ所</td> </tr> <tr> <td>施設内保育施設</td> <td>必要数</td> </tr> </tbody> </table>		整備予定施設等	H27 整備分	H28 整備分	認知症高齢者グループホーム	3カ所	2カ所	小規模多機能型居宅介護事業所	2カ所	2カ所	看護小規模多機能型居宅介護事業所	0カ所	1カ所	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	3カ所	1カ所	緊急ショートステイ	1カ所	0カ所	施設内保育施設	3カ所	0カ所	訪問看護ステーション (サテライト)	0カ所	1カ所	整備予定施設等	H28～H32	地域密着型特別養護老人ホーム	1カ所	認知症高齢者グループホーム	11カ所	小規模多機能型居宅介護事業所	5カ所	看護小規模多機能型居宅介護事業所	2カ所	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	17カ所	施設内保育施設	必要数
整備予定施設等	H27 整備分	H28 整備分																																						
認知症高齢者グループホーム	3カ所	2カ所																																						
小規模多機能型居宅介護事業所	2カ所	2カ所																																						
看護小規模多機能型居宅介護事業所	0カ所	1カ所																																						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	3カ所	1カ所																																						
緊急ショートステイ	1カ所	0カ所																																						
施設内保育施設	3カ所	0カ所																																						
訪問看護ステーション (サテライト)	0カ所	1カ所																																						
整備予定施設等	H28～H32																																							
地域密着型特別養護老人ホーム	1カ所																																							
認知症高齢者グループホーム	11カ所																																							
小規模多機能型居宅介護事業所	5カ所																																							
看護小規模多機能型居宅介護事業所	2カ所																																							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	17カ所																																							
施設内保育施設	必要数																																							

<p>アウトプット指標（当初の目標値）</p>	<p>地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス施設等の整備等を支援することにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する。</p> <p><b>【当初分】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症高齢者グループホーム 5カ所増</li> <li>・ 小規模多機能型居宅介護事業所 4カ所増</li> <li>・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 1カ所増</li> <li>・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 9カ所増</li> <li>・ 緊急ショートステイ 1カ所増</li> <li>・ 施設内保育施設 3カ所増</li> <li>・ 訪問看護ステーション（サテライト） 1カ所増</li> <li>・ 特別養護老人ホームの開設準備経費に対する支援 2カ所</li> <li>・ 介護老人保健施設の開設準備経費に対する支援 1カ所</li> <li>・ 既存の特別養護老人ホーム多床室のプライバシー保護改修支援 16カ所（595床）</li> </ul> <p><b>【補正分】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域密着型特別養護老人ホーム 1カ所増</li> <li>・ 認知症高齢者グループホーム 11カ所増</li> <li>・ 小規模多機能型居宅介護事業所 5カ所増</li> <li>・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 2カ所増</li> <li>・ 定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所 17カ所増</li> <li>・ 施設内保育施設 必要数を整備</li> </ul>
<p>アウトプット指標（達成値）</p>	<p>地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス施設等の整備等を支援することにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する。</p> <p><b>【当初分】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症高齢者グループホーム 5カ所増</li> <li>・ 小規模多機能型居宅介護事業所 4カ所増</li> <li>・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 1カ所増</li> <li>・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 9カ所増</li> <li>・ 緊急ショートステイ 1カ所増</li> <li>・ 施設内保育施設 3カ所増</li> <li>・ 訪問看護ステーション（サテライト） 1カ所増</li> <li>・ 特別養護老人ホームの開設準備経費に対する支援 2カ所</li> <li>・ 介護老人保健施設の開設準備経費に対する支援 1カ所</li> <li>・ 既存の特別養護老人ホーム多床室のプライバシー保護改修支援 16カ所（595床）</li> </ul> <p><b>【補正分】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域密着型特別養護老人ホーム 1カ所増</li> <li>・ 認知症高齢者グループホーム 3カ所増</li> <li>・ 小規模多機能型居宅介護事業所 1カ所増</li> <li>・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 1カ所増</li> <li>・ 施設内保育施設 1カ所増</li> </ul>

<p>事業の有効性・効率性</p>	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：  <b>【当初分】</b>県内の要介護・要支援認定者に対する地域密着型サービス事業所数(※)を1万人あたり8.6施設とする。      観察できた → 指標：7.1施設から9.4施設に増加した      (基金による整備補助を行っていないものも含む)。  <b>【補正分】</b>県内の要介護・要支援認定者に対する地域密着型サービス事業所数(※)を本来の目標値に対し1万人あたり+2.6施設とする。      計画期間が終了していないため観察中      ※地域包括ケアの構築に特に必要とされる、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の数</p>
	<p><b>(1) 事業の有効性</b>      地域密着型サービス施設等の整備により県内の要介護・要支援認定者に対する地域密着型サービス事業所数が増加し、高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築が図られた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b>      調達方法や手続について行政の手法を紹介することで一定の共通認識のもとで施設整備を行い、調達の効率化が図られた。</p>